

平成 30 年 10 月 9 日  
公立大学学長会議

### 高等教育の無償化における公立大学への確実な財政措置を求める決議

地域の強い要請に応じ地方公共団体が自ら設置する公立大学は、地域の将来を担う意欲ある進学者に対し質の高い教育機会を提供し、地域に優秀な人材を輩出することで地方創生に大きく貢献している。

そうした公立大学で学ぶ学生は、国立大学、私立大学の学生と比較して、家庭の世帯収入において相対的に低い状況にあることが、日本学生支援機構の調査により明らかになっている。したがって、高等教育の無償化は、公立大学生にとって最も必要とされる政策であり、公立大学協会としてもその実現に強く期待を寄せている。

高等教育の無償化は、対象となる全ての学生に実施されるものであり、この政策の重要性を踏まえ、国公立の設置形態の別により、財政措置の在り方に異なるところがあってはならない。

公立大学協会は、高等教育の無償化における公立大学への確実な財政措置について、各方面に対し以下のとおり積極的に働きかけることを決議する。

高等教育の無償化における公立大学への財政措置については、国から直接的かつ確実な支援が行われるように、基盤的経費に対する財政措置と明確に峻別し、制度設計がなされなければならない。

また、地方公共団体においても、この制度の趣旨を踏まえた確実な支援を行われたい。

以上